

2025 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名            株 式 会 社 マ ン ダ ム  
代 表 者 名        代表取締役社長執行役員 西村 健  
                      (コード：4917、東証プライム市場)  
問 合 せ 先                    CFO 澤田 正典  
                                      (TEL. 06-6767-5020)

**(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ**

当社が 2025 年 9 月 25 日付で公表いたしました「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」(当社が 2025 年 11 月 4 日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」(以下「2025 年 11 月 4 日付プレスリリース」といいます。))及び同月 6 日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」により変更された事項を含みます。)について、その内容の一部に変更すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

カロンホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づく要請により当社が公表した 2025 年 11 月 19 日付「カロンホールディングス株式会社による株式会社マングラム(証券コード：4917)の株券等に対する公開買付けに係る公開買付け期間の延長に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、公開買付者が 2025 年 9 月 26 日より開始しております当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関し、本公開買付け開始後における当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、当社の株主の皆様判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、本公開買付けにおける買付け等の期間を 2025 年 12 月 4 日まで延長し、合計 47 営業日とすることを決定したとのことです。公開買付者によれば、これに伴い、2025 年 9 月 26 日付で提出した公開買付け届出書(2025 年 10 月 6 日付で提出した公開買付け届出書の訂正届出書、同年 10 月 10 日付で提出した公開買付け届出書の訂正届出書及び同年 11 月 5 日付で提出した公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、訂正すべき事項が生じたことから、これを訂正するため、金融商品取引法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付け届出書の訂正届出書を 2025 年 11 月 19 日付で関東財務局長に提出したとのことです。本変更は、当該訂正届出書の提出に伴い、生じたものとなります。

なお、2025 年 11 月 4 日付プレスリリースに記載のとおり、当社は、2025 年 11 月 4 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨については撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しておりますが、当該意見に変更はございません。

変更箇所につきましては、下線で示しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

【変更前】

また、公開買付者は、公開買付期間を2025年9月26日から2025年11月10日まで（30営業日）と定めておりましたが、当社が2025年11月4日付で公表した「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2025年11月4日付プレスリリース」といいます。）において本公開買付けに関する意見の一部を変更したことを受けて、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要性が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年11月5日から起算して10営業日を経過した日にあたる2025年11月19日まで延長することとしたとのことです。

<中略>

現在想定されている本取引の概要は大要以下のとおりとのことです。

なお、以下のパーセンテージは普通株議決権比率を指すとのことです。

I. 本公開買付けの実行前（現状）

<中略>

II. 本公開買付け成立後（2025年11月中旬）

<中略>

III. 本スクイーズアウト手続後（2026年2月上旬～中旬）（予定）

<中略>

IV. 吸収合併（2026年4月上旬～中旬）（予定）

<中略>

V. 吸収合併後（2026年4月上旬～中旬）（予定）

<中略>

VI. 株式交換（2026年4月上旬～中旬）（予定）

<中略>

VII. 本再出資（2026年4月中旬～下旬）（予定）

<中略>

VIII. 本再出資後（2026年4月中旬～下旬）（予定）

<後略>

【変更後】

また、公開買付者は、公開買付期間を2025年9月26日から2025年11月10日まで（30営業日）と定めておりましたが、当社が2025年11月4日付で公表した「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2025年11月4日付プレスリリース」といいます。）において本公開買付けに関する意見の一部を変更したことを受けて、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要性が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年11月5日から起算して10営業日を経過した日にあたる2025年11月19日まで延長することとしたとのことです。

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後における当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、当社の株主の皆様判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年11月19日付で、公開買付期間を2025年12月4日まで延長することを決定したとのことです。

<中略>

現在想定されている本取引の概要は大要以下のとおりとのことです。

なお、以下のパーセンテージは普通株議決権比率を指すとのことです。

I. 本公開買付けの成立前（現状）

<中略>

II. 本公開買付け成立後（2025年12月月上旬）

<中略>

III. 本スクイーズアウト手続後（2026年3月上旬）（予定）

<中略>

IV. 吸収合併（2026年5月上旬～中旬）（予定）

<中略>

V. 吸収合併後（2026年5月上旬～中旬）（予定）

<中略>

VI. 株式交換 (2026 年 5 月上旬～中旬) (予定)

<中略>

VII. 本再出資 (2026 年 5 月中旬～下旬) (予定)

<中略>

VIII. 本再出資後 (2026 年 5 月中旬～下旬) (予定)

<後略>

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

【変更前】

また、公開買付者は、公開買付期間を 2025 年 9 月 26 日から 2025 年 11 月 10 日まで (30 営業日) と定めておりましたが、当社が 2025 年 11 月 4 日付プレスリリースにおいて本公開買付けに関する意見の一部を変更したことを受けて、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要性が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2025 年 11 月 5 日から起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2025 年 11 月 19 日まで延長することとしたとのことです。

【変更後】

また、公開買付者は、公開買付期間を 2025 年 9 月 26 日から 2025 年 11 月 10 日まで (30 営業日) と定めておりましたが、当社が 2025 年 11 月 4 日付プレスリリースにおいて本公開買付けに関する意見の一部を変更したことを受けて、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要性が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2025 年 11 月 5 日から起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2025 年 11 月 19 日まで延長することとしたとのことです。

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後における当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、当社の株主の皆様判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025 年 11 月 19 日付で、公開買付期間を 2025 年 12 月 4 日まで延長することを決定したとのことです。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)

【変更前】

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合 (以下「本株式併合」といいます。) を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会 (以下「本臨時株主総会」といいます。) を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026 年 1 月中旬頃を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

【変更後】

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合 (以下「本株式併合」といいます。) を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会 (以下「本臨時株主総会」といいます。) を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026 年 2 月上旬頃を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる

る要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

- (6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

【変更前】

当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、本公開買付期間を法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 37 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、本公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

【変更後】

当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、本公開買付期間を法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 47 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、本公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

以上

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

**【将来に関する記述】**

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはありません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

**【米国規制】**

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及びその関連者（当社を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表等は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。